「インドネシアにおける事業環境を改善するための知的財産権の保護および法的整合性に関する調査研究報告書」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

石 田 正 範

近年、インドネシアへの日系企業の進出が増加し続けている一方で、その障壁として、同国における法的分野、とりわけ知的財産権分野における法的不確実性、法令間の不整合、法令の欠けつ等についての指摘がなされていますが、それらに関する日本語での詳しい研究、文献等は見当たらず、具体的な実情は必ずしも明らかでないことからしますと、インドネシアで経済活動を行う日系企業にとって、これらの点に関する実態を調査する実務上の必要性は高いといえます。

また、インドネシアでは、平成27年12月から、同国の最高裁判所、法務人権 省法規総局及び同知財総局を実施機関として、新規JICAのプロジェクト(「ビ ジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」)が開始 されており、その活動の柱の一つに、知財関連法令の起草・審査における整合性を 向上させる手続の整備が位置付けられているため、知的関連法令やその運用の実情 調査は、同プロジェクトの活動を進めるに当たっての基礎情報として、貴重な資料 となり得ます。

以上の事情から、今回の調査委託では、かかる点の調査・研究を、Joko Sulistyono 氏(インドネシア弁護士)に依頼しました。Joko 氏は、日本に留学経験があり(九州大学大学院・工学博士課程)、インドネシアの弁護士及び弁理士資格を有し、現在は、知財事件等を扱う法律事務所を開業し、日系企業の知財事件に関連した豊富な実務経験を有しているほか、同国における各種法整備支援活動に通訳等として関与されています。

本調査報告では、インドネシアにおける知的財産権保護に関連する法令の整備状況や、法令で規定はされている知的財産権保護のための各種制度の現場での実施状況等について、具体的事例を踏まえて詳しく調査されており、総じて、インドネシアにおいて経済活動や法制度整備支援活動を行うにあたり有益な報告であるものと思料します。

なお、本調査研究は、2016年2月時点での法制度を前提として行われており、 その後の状況等についてはフォローしておらず、また、原文は英語で提出され、それを当部にて仮訳を付したものですので、それらの点に御留意の上、本調査研究を 御活用いただければ幸いです。